

令和元年第3回玄海町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和元年8月28日（水曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和元年8月28日午前10時10分			議 長	上 田 利 治 君
	閉 会	令和元年8月28日午前10時48分			議 長	上 田 利 治 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 ○ 出 席 × 欠 席 × 不応招 出 席 9名 欠 席 0名	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別	議席 番号	氏 名	出 席 等 的 別
	1	小 山 善 照 君	○	2	山 口 寛 敏 君	○
	3	宮 崎 吉 輝 君	○	4	井 上 正 旦 君	○
	5	池 田 道 夫 君	○	6	欠 番	
	7	友 田 国 弘 君	○	8	中 山 昭 和 君	○
	9	岩 下 孝 嗣 君	○	10	上 田 利 治 君	○
	会議録署名議員	4 番	井 上 正 旦 君		5 番	池 田 道 夫 君
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	脇 山 伸 太 郎 君			副 町 長	西 立 也 君
	教 育 長	中 島 安 行 君			総 務 課 長	山 邊 健 仁 君
	財政企画課長	加 納 晴 美 君			会計管理者兼税務課長	井 上 新 吾 君
	住民福祉課長	中 山 ふ み 君			保健介護課長	山 口 善 正 君
	産業振興課長	日 高 大 助 君			まちづくり課長	中 山 昇 洋 君
	生活環境課長	鈴 木 博 之 君			教 育 課 長	中 村 大 造 君
	職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	脇 山 和 彦		議 会 事 務 局 主 査	松 本 辰 範

令和元年第3回玄海町議会臨時会議事日程（第1号）

令和元年8月28日 午前10時10分開会

- 日程1 会議録署名議員の指名について
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程4 議案第35号 玄海町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程5 議案第36号 令和元年度玄海町一般会計補正予算（第3号）

午前10時10分 開会

○議長（上田利治君）

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第3回玄海町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会に執行部から議案が送付されておりますので、職員に朗読させます。

○議会事務局長（脇山和彦君）

〔朗読省略〕

○議長（上田利治君）

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって、御了承方お願いいたします。

日程1 会議録署名議員の指名について

○議長（上田利治君）

日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、5番池田道夫君、4番井上正旦君を指名いたします。

日程2 会期の決定について

○議長（上田利治君）

日程2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日8月28日の1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日8月28日の1日間とすることに決定いたしました。

日程3 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（上田利治君）

日程3. 議案第34号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

議会全員協議会に引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第34号 専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいておりますので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認を求めます。

専決処分の内容でございますが、令和元年度玄海町一般会計補正予算（第2号）でございます。

専決理由といたしましては、令和元年度玄海町一般会計において、玄海みらい学園バレーボール部が佐賀県中学校総合体育大会で優勝し、熊本県で開催の九州中学校体育大会へ8月8日から10日に出場することとなり、早急に補助金を交付する必要があることから、議会を招集する時間的余裕がないと認めまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

補正の内容につきまして御説明申し上げます。

歳入補正予算の17款繰入金、2項基金繰入金、8目ふるさと応援寄附金基金繰入金を301千円増額、歳出補正予算の10款教育費、2項義務教育学校費、1目学校管理費、生徒派遣費補助金を301千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,486,985千円とするものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御承認をいただきますようお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。山口寛敏君。

○2番（山口寛敏君）

九州大会の結果を教えてください。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

内容につきましては担当課長より説明させていただきます。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大造君）

バレー部ということで、正式には女子バレー部ということでございますけれども、まず、第52回九州中学校バレーボール競技大会ということで、予選グループ戦におきまして予選グループを突破いたしまして、その次に、決勝トーナメント、こちらも同会場でございます、熊本県の合志市総合センターということで、1回戦を勝って、次の対戦で負けまして、次に、5位決定戦というのがございまして、5位決定戦は惜しくも負けて、総合6位ということで結果が出ております。

実は5位となったときにはその後の全国大会に出場するという事になっていたようで、1週間もたたないうちに和歌山県で全国大会が開催されたというふうに聞いております。

それと、ほかにも、バドミントンと陸上のほうも、実は県大会を勝ち残って九州大会に出場しております。その点についても御説明させていただきます。

まず、中学校男子バドミントンのシングルス、こちらのほうが県大会で準優勝いたしまして、福岡市で開催されました九州大会の結果でございますけれども、1回戦は勝ったんですけど、2回戦で惜しくも負けまして、ちょっと全国大会までは行けなかったということです。

それと、陸上の3,000メートル走、こちらのほうが九州大会6位入賞ということで聞いております。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

これはバレーボールの派遣費ですよね。今のバドミントンと陸上も県外でしょうけど、その派遣費は含まれていないんですか。

○議長（上田利治君）

中村教育課長。

○教育課長（中村大造君）

そちらのほうの派遣費については、当初予算のほうで賄えたというところでございます。

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第34号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程4 議案第35号 玄海町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上田利治君）

日程4. 議案第35号 玄海町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

議案第35号 玄海町課設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明を申し上げます。

行政サービスの向上と行政事務の効率化を目的に庁内の組織改編を行いたいと考え、本条例の所要の改正を行うものでございます。

平成19年度以降、大きな改編を行っておりませんでした。10年以上が経過し、気象の変

化や人口問題、子ども・子育て環境の進展など社会情勢等が大きく変化しています。このことを踏まえ、持続可能で健全な行政経営を継続していくため、今回、機構改革を行いたいと考えております。

新組織の主な内容としましては、防災安全課を新設し、原子力防災に加えて、近年問題となっている未曾有の一般自然災害に備え、危機管理体制の強化を図りたいと考えております。

このほか、地域経済の活性化を目的として、生産者の支援体制を強化した企画商工課を新設、また、多様化するニーズに柔軟に対応できるよう、相互に関連性のある税務課、住民福祉課、保健介護課の3課を住民課と健康福祉課の2課体制に再編したいと考えております。

以上、提案の理由を申し上げましたが、この再編案に関しては、本年4月以降、改めて全職員に対するアンケート調査や課長会議でその必要性や拡充すべき行政分野などを聴取し、検討を重ねてまいりました。

なお、詳細につきましては総務課長から説明させますので、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

山邊総務課長。

○総務課長（山邊健仁君）

それでは、玄海町課設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書の第35号をごらんください。

提案理由は、行政サービスの向上及び行政事務の効率化を図るための庁内組織改編に伴い、本条例も所要の改正を行うものでございます。

1 ページ目をお開きください。

まず、第1条、地方自治法第158条第1項の規定により、ごらんのとおりの課を設置するものとしております。

ただいまの町長の趣旨説明にありましたとおり、大きな改正点は3点ございます。1つ目、防災安全課の新設、2つ目、企画商工課の新設、3つ目、業務内容が相互に関連する現状の3課体制を住民課、健康福祉課の2課体制に再編するものでございます。

中ほどの第2条から各課の所掌事務となっております。

総務課の事務分掌は次の(1)から(5)のとおりとなりますが、変更点としまして、危機管理、防災、消防関連の用務がなくなり、(4)予算及び財政に関することを財政企画課より移管し

ております。これにより、総務課は行財政運営を一元管理する部署となり、役場全体のマネジメントを担っていくこととしております。

下から2行目、第3条、防災安全課は(1)危機管理、防災及び消防に関することを総務課から移管します。

2ページ目をごらんください。

(2)原子力行政に関することを財政企画課から移管し、災害対応力を強化いたします。

また、防災システムと密接な関係にある庁内全体のシステム管理である(3)情報化の推進に関することも総務課から移管しております。

第4条、企画商工課。企画部門の大きな用務としては、財政企画課から移管する(1)町行政の企画及び総合調整に関すること、(2)地域振興に関することで、具体的には総合計画の進捗管理やコミュニティー助成、ふるさと納税などを行うこととしております。商工部門の大きな用務としては(5)商工業及び観光に関することで、産業振興課より移管します。

全体的に企画商工課は地域経済の活性化を総合的に推進する部署となります。

第5条、住民課。(1)、(2)のとおり、税、戸籍、住民基本台帳に関することを所管するほか、(3)、(4)のとおり、子ども・子育てを所管し、住民課は全体として暮らしに身近な行政サービスを提供する部署になります。

第6条、健康福祉課は住民の健康増進を担う部署として、現在の保健介護課の業務を主に担いますが、(2)社会福祉に関することについては、住民福祉課から高齢者の在宅福祉、障害者医療、生活保護など関係性の高い業務を移管するものとなっております。

第7条、農林水産課です。(1)から(3)のとおり、産業振興課の1次産業関連の業務に特化することとしまして、生産者の支援に努めてまいります。

3ページ目をごらんください。

第8条、まちづくり課と第9条の生活環境課につきましては、大きな事務の変更はあっておりませんが、今回の改正を機に、現状に即した文字表現に適宜修正をしております。

附則の施行期日につきましては、本年10月1日から施行することとしております。

このほか、課名の変更に伴い課名を引用している条例の改正を行っており、この点につきましては9ページ目をごらんください。

新旧対照表で御説明いたします。

玄海町総合計画審議会条例は、総合計画を所管する企画商工課において処理をします。

三島ゲートボール条例は、これまで住民福祉課の所管でありましたが、町内の野球場、運動場等は教育委員会が所管しており、一元管理の観点から教育課に移管をします。

児童福祉審議会条例と、その下の子ども・子育て会議条例は、住民課において処理をします。

予防接種健康被害調査委員会設置条例は、健康福祉課としております。

説明は以上でございますが、どうか御審議の上、原案どおりの御承認をいただきますようお願いいたします。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

先ほどの全員協議会で一応説明を受けたんですけど、再質問いたします。

行政事務の効率化を図るために行政改革をするという趣旨には賛成いたします。

昨年12月に提案して撤回された案と、今回また、練りに練って練度を高めて、精度を高めた案を提案されておるわけですけど、どのような違いがあるか、説明をお願いします。

○議長（上田利治君）

山邊総務課長。

○総務課長（山邊健仁君）

今回の機構改革案と前回の機構改革案で異なる点について御説明いたします。

細かな所掌事務は別としまして、課レベルでは、子ども・子育て、定住促進などを担う子ども・くらし課と生活環境課とまちづくり課を統合した、まち整備課を今回設置しておりません。その理由は、こども・くらし課につきましては定住促進までを担うこととしておりましたが、今回、定住促進は空き家の利活用でありますとか町営住宅といったハード的な意味合いがあるもので、まちづくり課に残すこととしたため、今回、子ども、暮らしに特化した課の設置までは行わなかったものです。

また、まち整備課につきましては、現状、まちづくり課は庁内の公務をよその課でも行っておりますが、今後、まちづくり課に集約をさせていく予定でございまして、事務量の増大が見込まれること、それから、生活環境課についても、今後、下水道事業の企業会計の導入で事務量がふえていくということから、今回、両課を合体したまち整備課の設置までは行っておりません。

また、前回は教育課を教育みらい課に改める案をお示ししましたが、12月の全員協議会で議員の皆様から課の名称が変わり過ぎると住民が困惑するという御指摘をいただいたため、単に名称のみの変更は行っておりません。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

3つの重要点を挙げられましたよね。防災安全課、企画課、それに税務と住民課を一つにする。昨年度には定住促進を柱にというふうな形じゃなかったのかなと今聞いておりますけれども、地方行政で行わなければいけないことは、全体的に変更はないんですよ、同じことをやるわけでしょう。それを、ただ各課の設置をして振り分けをした。その変更をしたというだけというふうに受け取っていいんですか。

○議長（上田利治君）

山邊総務課長。

○総務課長（山邊健仁君）

基本的に、各課分かれている業務を一つの課に集約することで業務の効率化を行うというのが大きい部分であります。例えば、防災関連につきましては、新たに特定任期つき職員の採用で体制自体を強化していく、業務の内容のレベルを上げていくというのもございます。また、まちづくり課のほうでは、これまで手薄であった空き家対策に力を入れていって、リフォームの補助でありますとか有効活用に努める、そういった施策の拡充というのもしていくこととしております。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

防災安全課を新しく設けられるわけですけど、これには自衛隊を退職される方が奉職されるというふう聞いております。身分も1佐で、クライシスマネジャーですか、そういう資格を持っておられるという方ということ、非常に時宜を得た人事かと思えますけど、原子力に関する専門官を置くという考えはないんですか。町長がいつも言っているように、玄海町の財政の6割以上は原子力で賄っている。ということは、原子力の安全も非常に大切だと

思うんですね。これには、原子力行政に関することを防災安全課に加えておられますけど、クライシスマネジャーは専門官を置く、原子力に対する専門官は――。そして、3番目の情報化の推進に関すること、情報専門官も今度は防災安全課に置くわけですか。

○議長（上田利治君）

山邊総務課長。

○総務課長（山邊健仁君）

まず、原子力の専門官についてでございますが、今回、陸上自衛隊の1佐の方、確かに一般防災、自然災害のイメージがあります。ただ、原子力についても当然勉強してもらって、しっかり取り組んでいってもらいたいと思っております。

ただ、専門的な、原子力自体の技術的な事項になりますと、そういった部分で新たな職員の採用というのにも検討していく必要があるかと思えます。小さな役場で職員の組織体制、人間的なものもありまして、今回実現しておりませんが、今後、原子力専門官につきましては検討してまいります。

それと、電算のほうの専門家につきましては、現在、情報専門官を総務課に置いておりますが、業務内容として、庁舎の情報設備というのは防災のネットワークであつたり、ホームページでの危機管理の方法であつたり、庁内全体の情報通信ネットワークと防災関連のネットワークというのは相互に関連性が高いです。そういったことから、防災安全課のほうに情報系を全部移管しまして、一元的に管理をしてもらうというものでございます。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

きょうの議会全員協議会でも質疑応答させていただきましたが、玄海町は原子力発電所の立地町であります。やはりそういった防災、災害等、いろいろな面を勘案しますと、やはり原子力専門官は必要だと思っておりますので、採用する方向でやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

原子力の専門官を採用する方向でということですので、それでいいと思います。専門官というのは、職員の定数もありましょうけど、今度の危機専門官とか、情報専門官とか、原子力の専門官とかは定数を外して考えていいんじゃないかというふうに思うんですよね。一般の職員と違って、一般の職員が同じ課の担当に5年も10年もいることはないですよ。

だから、その辺は、今度の防災専門官、自衛隊OBになられる方もいろんな立場で物すごい人材が来るというふうに思いますけど、国家公務員から来るわけですよ。原子力専門官でも国家公務員OBでも誘致すれば来るんじゃないですか。そうすれば、その場合に、ぶっちゃけで言ったら防災専門官の場合は給料の半分は国が賄うというように聞きましたけど、公務員OBだったら、原子力の専門官に国家公務員OBを雇う場合もそういうふうになるんじゃないですか。

○議長（上田利治君）

山邊総務課長。

○総務課長（山邊健仁君）

恐らく自衛隊のほうは定年の年齢が55歳というのがありまして、再就職を自衛隊全体として推進されております。そのインセンティブとしてそういった特交措置というのが設けられておりまして、その他の省庁の国家公務員については、恐らくそういった措置はないものと思います。

○議長（上田利治君）

岩下孝嗣君。

○9番（岩下孝嗣君）

自衛隊は55歳定年で早いから、再就職する必要があるから国が半分を交付金で見るということですか。そうすれば、きょうの新聞なんかは69歳まで働かなければ年金もどうとかというふうに書いてありましたけど、60歳定年も変わっていきますよね。そういう働きかけはやはり国にもして、エネルギー庁あたりから保安院でも——今、保安院はありませんけど、そういうところから本当に技術的な専門官も、物色と言ったら言葉が悪いですけど、そういう方をスカウトしてきたらどうかなと思いますけど、そういう考えはありますか。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

原子力に特化した専門官を採用し、もちろん国、関係機関、また、唐津市は原子力発電所、実際、玄海原発に関与された民間の方が採用されております。こういった形が一番いいのかはちょっとまだこれから検討していきたいと思っておりますが、玄海町として一番いい方法を考えていきたいと思っております。また、年度の中途ですので、すぐ採用される、されないというようなこともあるかと思っております。また、原子力専門官に対しましては交付金が充当できるということですので、そういったことも考えながら採用をしていきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

施設の管轄で、あすぴあが防災安全課の担当になっておるんですけど、こういった理由からでしょうか。

○議長（上田利治君）

山邊総務課長。

○総務課長（山邊健仁君）

あすぴあにつきましては、現状、財政企画課で所管をしておりますが、今回、防災安全課に移しております。理由としまして、あすぴあは原子力を含む新エネルギーの学習施設でありますため、原子力行政を所管する防災安全課ということにしたところです。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

理由が曖昧のように聞こえるんですけど、あすぴあは大体、商工業、観光に位置するもんじゃなかとですかね。防災安全課にしたら、予算とかなんとかやりにくかじゃなかですかね、どうですか。

○議長（上田利治君）

山邊総務課長。

○総務課長（山邊健仁君）

観光的な面もありますが、基本的に楽しくエネルギーについて子供たちに学習してもらうという建てつけの施設でございますし、あと、エネルギーパークに隣接する施設なので、九

州電力との連携というのも考えて防災安全課にしております。

○議長（上田利治君）

井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

なかなか納得いくごたっ話じゃなかけんが、今後ともこれは——防災安全課にあすぴあというのは誰が聞いてもおかしじゃなかね。人が訪れるところで、これは勉強もあるんですけども、防災安全課というのは、ちょっと帳面でも予算でもしにくいんじゃないですかね。これは再考できないんですかね。

○議長（上田利治君）

脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

井上議員の御指摘でございますが、まず、あすぴあに関しましては次世代エネルギーを学んでもらうということになっております。もちろん、今、年間10万人以上訪れるような遊興施設であります。実際まだ、言われるように観光にもつなげていきたいと私も思っておりますけど、もともと観光施設ではございませんし、原子力関係の交付金等で作られた施設でありますし、まずは、原子力は防災安全課のほうに、そういった対策的なものとして防災安全課を設置しておりますので、あすぴあに関しましては防災安全課でこのままいきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

終わりですか。井上正旦君。

○4番（井上正旦君）

あすぴあで言えば、やっぱり観光に資するところが多いところですね。勉強するところでもあるし、町長がそういうことでされたということですけども、やっぱりこれは——この部署の配置、私としてはあすぴあが防災安全課というのはちょっと——今後、また再度、いろんな面で考えて考慮してもらいたいと思っております。

以上です。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。宮崎吉輝君。

○3番（宮崎吉輝君）

先ほどの全員協議会でいろいろお伺いしましたので、それとは別にちょっと疑問に思うところを1点だけお伺いしたいと思います。

さっきの総務課長さんの説明の中で、生活環境課の中の下水道関係を近いうちに企業会計にする計画があるとかいう話だったんですけれども、企業会計にされるような方向で今進んでいるのか。急に質問して申しわけないですけど、企業会計にする場合は人口が3万人以上は何年以内にしなさいとかいう基準がありますけれども、玄海町も人口5,000人ですが、企業会計にしようという考えで今進んでいるんでしょうかね。

○議長（上田利治君）

鈴木生活環境課長。

○生活環境課長（鈴木博之君）

下水道会計の企業会計移行についての質問でございます。

現在、人口3万人以上の地方公共団体につきましては、たしか平成32年——令和2年までに企業会計の導入を求められているところでございます。そして、昨年だったかと思えますけれども、また国のほうから連絡がありまして、人口3万人未満の地方公共団体についても、令和6年4月1日までに企業会計の導入を求められているところでございます。そういうこととでございますので、本町におきましても一応目標といたしまして令和5年までには下水道事業の企業会計導入をしたいと考えておりまして、これからちょっと準備を進めていきたいと考えております。

○議長（上田利治君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第35号 玄海町課設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決

するに賛成諸君の起立を求めます

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程5 議案第36号 令和元年度玄海町一般会計補正予算（第3号）

○議長（上田利治君）

日程5. 議案第36号 令和元年度玄海町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

○町長（脇山伸太郎君）

議案第36号 令和元年度玄海町一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,486,985千円とするものでございます。

歳出補正予算といたしましては、1款議会費、1項議会費、議会運営経費の需用費86千円の増額の主なものは、組織改編に伴う議場等の席札の更新でございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の組織改編に伴う経費、委託料3,119千円の増額の主なものは、組織改編に伴い庁舎案内板の作成やシステムの改修及び移設を行うものでございます。

同じく6目基金管理費、公共施設整備基金経費3,205千円の減額は、組織改編に伴う歳出予算の財源として6月議会の補正予算で計上しました公共施設整備基金への積立金を減額するものでございます。

どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（上田利治君）

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田利治君）

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第36号 令和元年度玄海町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（上田利治君）

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和元年第3回玄海町議会臨時会は、これにて閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員